

行政法

5

次は、条例と規則についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 条例には、個別的な法律の授権(委任)なしに、住民の権利・自由を制限し、義務を課す規定を置くことができる。
- (2) 知事は、法令又は条例の委任がなくとも、その権限に属する事項について、その住民の権利・義務に関する規則を制定することができる。
- (3) 地方公共団体の長が制定する規則においては、規則に違反した者に対し刑事罰を科する旨を定めることはできない。
- (4) 地方公共団体の長の規則と委員会の規則が抵触する場合、委員会の規則が優先される。
- (5) 法令の目的や内容が全国的に規制を統一する趣旨である場合は、これに抵触する条例を制定することはできない。



行政法

6

次は、地公法に規定されている公務員の義務についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 職員は、その職務を遂行するに当たって、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないが、上司が命令した内容の違法性が重大かつ明白である場合には、その命令に従う必要はない。
- (2) 職員は、在職中のみならず退職後においても職務上知り得た秘密を漏らしてはならないが、裁判等において、任命権者の許可を受ければ、証人として職務上の秘密に属する事項を証言することができる。
- (3) 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となってはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。
- (4) 職員は、同盟罷業(ストライキ)、怠業(サボタージュ)、その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。
- (5) 職員は、いかなる場合であっても、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得るいかなる事業若しくは事務にも従事してはならず、これらの行為をした場合は懲戒処分の対象となる。

行政法

7

次は、警察法79条に規定されている苦情申出制度についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、苦情の申出をすることができる。
- (2) 公安委員会に対する苦情の申出は、定められた手続に従い、文書の提出により行う必要があり、口頭や電子メールで行うことは認められない。
- (3) 「苦情」とは、特定の日時、場所における職員による職務の執行に対する不満をいい、申出者本人と直接関係のない一般論としての警察活動に対する不満は、ここの苦情に当たらない。
- (4) 苦情を受理した都道府県公安委員会は、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情申出者に文書で通知しなければならない。
- (5) 国の警察行政機関は、一般的に対国民的な職務執行を行う機関ではないので、警察庁の警察官が行った職務執行は、警察法79条の苦情申出制度の対象とはならない。



行政法

8

次は、警職法5条に規定されている犯罪の予防及び制止に該当する事例を列挙したものであるが、誤りはどれか。

- (1) 川原で小学生3人が路上生活者に対して石を投げようとしていた。これを認めた警察官は、その小学生に対して警告を発することができる。
- (2) 小学生が、弟と認められる年少者と喧嘩をしており、一方的に殴打していた。これを認めた警察官は、小学生を止めようとする母親に「やめさせなさい」と警告を発することができる。
- (3) 公園で女子高校生3人が1人の女子高校生を取り囲んで、胸倉を掴んで殴り掛かろうとしていた。これを認めた警察官は、警笛を吹いて警告をすることができる。
- (4) 公園で女子高校生3人が1人の女子高校生を押さえ付けて、手の甲にたばこの火を押し付けようとしていた。これを認めた警察官は、まず、警告を発し、その警告に従わない場合に初めてたばこの火を押し付けようとする行為を実力で阻止することができる。
- (5) 1対1の喧嘩の現場において、当事者の一方が果物ナイフを示して身構えていた。これを認めた警察官は、警棒を使用して当該果物ナイフをたたき落とすことができる。

地方の政治はその地方の住民の意思に基づいて行わなければならないという「住民自治」の理念と、地方の政治は国家から独立した自律権を有する地方公共団体の事務として自主的に処理されなければならないとする「団体自治」の理念で構成されている。

- (2) **誤り。** 地自法上の地方公共団体の記述は正しいが(地自法1条の3)、憲法上の地方公共団体とは、普通地方公共団体である「都道府県」と「市町村」をいう。なお、東京都の区である特別区は、東京都という市の性格を併有する独立地方公共団体の一部であり、憲法上の地方公共団体には当たらない(最判昭38.3.27)。
- (3) **正しい。** 地方の政治関係は、住民が直接選挙により議会の議員及び首長を選出する直接選挙により実施されている。これは議会と首長が独立・対等の関係にあることの表れであり、アメリカ型の大統領制に近く、国の政治体制である議院内閣制と大きく異なっている。
- (4) **正しい。** 枝文のとおり。なお、地方公共団体が処理する事務には、地自法上、国(都道府県)が本来果たすべき役割を国(都道府県)に代わって地方公共団体が行う「法定受託事務」(地自法2条9項)とそれ以外の「自治事務」(地自法2条8項)がある。
- (5) **正しい。** 地自法上、住民には、条例の制定改廃請求権、議会の解散請求権、議会の議員・首長等の解職請求権等の直接請求権、住民監査請求等の権利が認められている。

行政法

5

条例と規則

- (1) **正しい。** 国民の権利・自由を制限したり、国民に義務を課したりすることは、国民の代表機関である国会の制定する法律でのみ可能であるが、条例は住民の代表者で構成される議会で制定される点において法律に準じる地位を有する。したがって、地方公共団体の自治事務に関し、条例で住民に義務を課し、又は権利を制限することができる(地自法14条2項)。
- (2) **正しい。** 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる(地自法15条1項)。
- (3) **正しい。** 規則においては、条例と異なり、刑罰を設けることはできず、秩序罰しか認められていない。規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を規則に設けることができる(地自法15条2項)が、この「過料」は、刑罰ではなく秩序罰である。

- (4) **誤り。** 枝文の場合、地方公共団体の長の規則が優先される。委員会の規則は、「法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて」定められるのであり(地自法138条の4第2項)、条例や長の規則にも違反することができないと明確にされている。
- (5) **正しい。** 条例は、法令に違反することはできないことから(憲法94条)、法令の目的や内容から、全国的に規制を統一する趣旨である場合や、地方公共団体による規制を認めない趣旨である場合は、これに抵触する条例を制定することはできない。



行政法

6

地方公務員の義務

- (1) **正しい。** 職員は、法令、条例、地方公共団体の規則等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない(地公法32条)。権限のある上司の命令であれば、それが違法と考えられる場合であっても従わなければならないが、命令の違法性が重大かつ明白である場合には、これに従う義務はない。
- (2) **正しい。** 枝文のとおり(地公法34条)。任命権者は、法律に特別の定めがない限り、職員が法令による証人となった場合は、これを許可しなければならない。
- (3) **正しい。** 枝文のとおり(地公法36条)。なお、地方公務員の政治的行為の制限違反に対する刑事罰の定めはないが、懲戒処分の対象にはなる(地公法29条1項)。
- (4) **正しい。** 枝文のとおり(地公法37条1項)。また、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、唆し、若しくはあおってはならないとされている(地公法62条の2)。
- (5) **誤り。** 公務員については、営利企業等に従事することが原則として禁止されるが、地方公務員の場合には、任命権者の許可があれば、営利企業の役員等となり、あるいは報酬を得る事業若しくは事務に従事することができる(地公法38条1項)。

行政法

7

苦情申出制度

- (1) **正しい。** 警察法79条1項には、「都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる」旨が規定され、苦情申出制度が定められている。

憲法

3E10の*
P.22

1

Aテレビ局において、ヤミ金融Z社の実態が取り上げられ、熾烈な取立て現場の様子が放映された。警察は、これを端緒として捜査を開始し、Aテレビ局が保管する放映済みの取立て状況に関する録画記録媒体を捜索差押許可状により差し押さえた。

この場合において、捜索・差押えが報道・取材の自由を侵害しないか、報道・取材の自由と犯罪捜査の関係に触れつつ述べなさい。

POINT▶ 報道及び取材の自由が犯罪捜査との関係で制限される場合を具体的に述べる。

報道・取材の自由と犯罪捜査

- 答案構成▶**
- 1 結論
 - 2 報道の自由
 - 3 取材の自由
 - 4 犯罪捜査との関係
 - 5 設問に対する検討

答案例

1 結論

設問における警察による捜索・差押えは、報道・取材の自由を侵害しない。

2 報道の自由

(1) 意義

報道の自由とは、新聞やテレビ等のマスメディアを通じて、不特定多数の国民に事実を知らせる活動の自由をいう。

(2) 憲法上の保障

報道機関の報道は、国民が国政に関与するについて、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものであることから、報道の自由は表現の自由を規定した憲法21条^{▶1}によって保障されている^{▶2}。

3 取材の自由

(1) 意義

取材の自由とは、報道をするために、事実に関する情報

note

▶1 憲法21条
集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する(1項)。
▶2 最決昭44. 11. 26

を収集する活動の自由をいう。すなわち、取材の自由は、報道機関の取材活動に対する公権力の介入からの自由を意味する。

(2) 憲法上の保障

判例は、報道が正しい内容を持つためには、報道の自由とともに、取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するとしている^{▶3}。

▶3 最決昭44. 11. 26

4 犯罪捜査との関係

(1) 公共の福祉等による制約

報道の自由や取材の自由は絶対無制約なものでなく、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理である「公共の福祉」に基づく制約に服する^{▶4}。また、公正な刑事裁判を実現するという憲法上の要請がある場合や、公正な刑事裁判を実現するために不可欠である適正・迅速な捜査の遂行という要請がある場合には、取材の自由がある程度の制約を受ける場合がある。

▶4 憲法13条
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(2) 報道機関の記録媒体への差押え

ア 問題点

報道機関の取材記録媒体を警察が差し押さえることは、報道の自由・取材の自由を侵害するかが問題となる。

イ 差押えの可否

捜査機関による適正・迅速な捜査の遂行は、公正な刑事裁判を実現するために不可欠なものであるから、報道・取材の自由は犯罪捜査の遂行の観点から制約され得る。また、このような観点から報道機関の取材記録媒体を差し押さえる場合において、その可否を決するに当たっては、捜査の対象である犯罪の性質・内容、証拠価値、適正・迅速な捜査を遂げる必要性と、押収されることによって報道機関の報道の自由が妨げられる程度、及び将来の取材の自由が受ける影響その他諸般の事情を比較衡量すべきである^{▶5}。

▶5 最決昭44. 11. 26

ウ 判例

判例は、テレビ局が暴力団による債権取立ての際の暴行場面を収録・放映した後、司法警察員がそのビデオテープを押収した事案において、当該ビデオテープが暴力団による悪質な暴力事件の全容解明に重要な証拠価値